

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第23号

法制研と基地問題 p1

第11回シンポジウム「徹底検証 普天間基地問題」 p2

写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」 p2

第12回シンポジウム「議会改革をめざして－議会改革をどう進めるか－part II」 p6

研究会 p9

共同研究（進捗状況） p10

コラム「さんごしょう」 p11

所員・特別研究員名簿 p12

2013年度活動報告 p15



法政研と基地問題

所長 照屋 寛之

法政研究所の所長に就任して早一年が過ぎ去ろうとしている。この一年も沖縄は基地問題で大きく揺れ動いた。しかも仲井真弘多知事が普天間飛行場の辺野古移設をめぐる多くの県民の期待を裏切ったため、県民の怒りが渦巻いた。1996年から起こった移設問題は政府が県内移設を考えている限り、解決策を見出すことはできないであろう。基地問題は辺野古移設問題にとどまらず、沖縄市や宜野湾市での環境汚染問題も発生している。米軍に有利な地位協定のため、このように返還後に正体不明の有害物質の埋蔵が発覚し、地域住民を不安に陥れるようなことが度々起こっている。

さらに、県民の切実な反対の声を無視し強行配備されたオスプレイの飛行訓練も実施され、世界一危険な普天間飛行場の危険度は、危険性の除去に努めるという政府の対応とは裏腹に、危険性はさらに高まったと言わざるを得ない。基地を抱える市町村の苦悩は絶えない。

不本意にも戦後69年の長期間にわたって巨大な基地配備を強要され、基地被害の現状を目の当たりにして、その地域にある大学として、このような沖縄の置かれた政治、社会状況の中で研究機関として、どのような役割を果たせるのか、その存在意義が問われるところである。幸い本学には、「沖縄及びその周辺地域における法律、政治及びそれに関連する諸問題を研究」することを目的として沖縄法政研究所が設立された。多くの研究者がそれぞれの分野から研究所をフルに活用しながら、社会問題にコミットする意義は大きく、そのことは研究者としての社会的な任務でもあると考えることもできる。

2013年度の沖縄法政研究所の活動は、研究会4回、シンポジウム2回を開催した。基地問題に関しては、2004年8月13日に普天間基地所属の米軍ヘリが墜落炎上した事件を地域住民とともに考えるために「普天間基地問題の一断面」をテーマに写真パネル展、シンポジウム「徹底検証 普天間基地問題」を開催し、基地問題を多面的に考える機会とした。研究者、ジャーナリストの視点からの確に沖縄の基地問題の核心を捉え、参加者にと

もに考える場を提供したのではないだろうか。参加者の一人が、シンポジウム、写真展を見て「大学があって良かった」と語ってくれたのが印象的であった。おそらくこのような企画を通して沖縄の基地問題を考える良いきっかけになったということであろう。

巷間で言われるように、基地問題と原発は同根だとの説は不勉強にもそのことを実感することはなかった。しかし、実際、福島原発事故とその後の自治体の置かれた状況を考えることによってそのことを理解できた。沖縄には基地振興策、原発のある自治体には原発交付金がばらまかれ、いつしかこれに依存したまちづくりになった。沖縄は戦後基地被害、危険性に苦しみ、原発を受け入れた地域は事故が起きてから仮設住宅での生活を余儀なくされ、放射能汚染に苦しみ続け、将来に大きな健康不安を抱えることになった。わが国の防衛政策、安保体制を維持するために、沖縄に差別的に基地を強要した。一方、東北の財政基盤の弱い自治体は原発を押つけられ、原子力政策の犠牲になった。沖縄も福島も国策の犠牲の極みである。

このような原発と福島の事故後の状況について考えるために、本研究所では、福島大学の清水昌紀准教授を講師に迎え「原子力災害対応における公法の役割」をテーマに研究会を行い、理論的に原発問題について考える機会とした。

研究所は、米軍統治下の政治、社会問題も調査・研究することはもちろんのこと、現在基地から派生する様々な問題にも積極的にかかわり、調査・研究することも大きな使命である。さらに、基地問題に限らず、沖縄が抱えている諸問題や課題にも学問的な視点から調査・研究して行く必要がある。

このように考えると今年度の本研究所の活動は極めて活発に行われ、地域社会への還元もできたのではないかと自負しているところである。来年度も本研究所の設立目的に沿うような研究会、講演会、シンポジウムなどを多彩に企画し、地域に根ざした研究所として「研究所と地域社会の共創」を目指し、地域社会の期待にも応えられる研究活動に努めたい。

(てるや ひろゆき 法学部教授 行政学・政治学)

沖縄法政研フォーラム

第11回シンポジウム

徹底検証 普天間基地

「中国大ヘリ墜落」9年となる今年の8月17日(土)に、本研究所では、普天間基地問題を再検証するシンポジウム「徹底検証 普天間基地」を開催した。同シンポジウムは、国の公有水面埋め立て申請提出を受け、辺野古米軍基地建設が既定路線として強行されることが予想されていたなかで、改めて在沖海兵隊機能、在日米軍の存在意義、日米関係米国内政治状況、そして米中関係を含めた東アジア情勢の検討を通じて、「普天間基地問題の本質」を議論した。

第Ⅰ部では、所員の佐藤学法学部教授が司会兼討論者をつとめ、特別研究員の屋良朝博氏に「海兵隊機能と普天間基地」、本学経済学部の前泊博盛教授に「日米地位協定と普天間基地」をテーマに報告してもらい、第Ⅱ・Ⅲ部では自由討議を行った。参加者(受付名簿記載者)は277人。

また、シンポジウム開催にあたって、8月13日(火)から8月17日(土)までの間、写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」も開催した。写真・パネル展開催のオープニングセレモニーでは、字宜野湾郷友会の宮城政一会長、宜野湾区自治会の仲村清会長、NPO法人石川・宮森630会の豊濱光輝会長に来賓挨拶を頂いた。

写真・パネル展

オープニングセレモニーで挨拶する
来賓のみなさま



宮城政一 字宜野湾郷友会会長



仲村清 宜野湾区自治会会長



豊濱光雄 NPO 法人石川・宮森 630 会会長



写真・パネル展オープニングセレモニー

シンポジウム



▲シンポジウムは160名収容の会場が満席になったため、隣接の教室のモニターを見ながらの参加となった。



海兵隊機能と普天間基地

屋 良 朝 博
特別研究員／フリーランスライター

沖縄の基地について、米軍の具体的な配備状況や機能、運用についての情報が共有されていないことが、そもそもの問題である。普天間に関しても、配備されている航空機の種別や、何のために普天間を使っているのか、といった基礎的な情報が理解されていない。本来は、それを踏まえて、果たして普天間が必要なのか、沖縄にいないといけないのか、という議論をすべきところが、できていないのではない。

沖縄の米軍基地の75％は海兵隊のものであり、兵力の60％が海兵隊である。すなわち、海兵隊が沖縄の米軍基地問題の大本である。海兵隊が沖縄に集中的に配備される理由として、地理的優位性が挙げられるが、例えば中国海軍を抑える役割は、海兵隊には出来ない。海兵隊は海上で戦闘する機能を持つ部隊ではない。また、朝鮮半島からは遠い。

実際に在沖海兵隊がやっていることは、6か月のローテーションでアジア太平洋の同盟国との共同訓練、あるいは災害支援活動であり、沖縄に居座って中国に睨みを利かせている訳ではない。そのような、よりグローバルな活動を行っているという実態が理解されていない。

オスプレイにしても、運べる兵員数は1機24人、それが24機いて、全部で600人に満たない兵員を運べるだけである。また、航続距離が長いとはいえ、作戦上往復しなければならないから、実際には600キロ圏内でしか運用できない。だからオスプレイを使うためには強襲揚陸艦(ヘリ空母)に載せて作戦地域まで運ぶが、それは佐世保にしかない。沖縄の地理的優位性など条件にならない。

現在のグアム移転計画では、在沖海兵隊の中核である第4連隊・歩兵部隊がグアムに移ることになっている。海兵隊の中身が減ることを、誰も報道せず、器のことばかりが議論されている、そのようなおかしい状況がある。

海兵空陸機動部隊、地上兵力と航空部隊と後方支援が一体に動かせるならば、軍事的に沖縄に置く必要がないという、森本・元防衛大臣すら認めている事実が、国内政治的判断で捻じ曲げられている状況が、沖縄問題の本質である。

初めに屋良氏が、海兵隊の戦略上の役割について、解説を展開した。海兵隊の予算は海軍予算から回されるという位置付けにある。海兵隊が持っている主要基地は、北米本土東海岸のノースキャロライナ州のキャンプ・レジューン、西海岸カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトン、それとハワイ州。大きなものは北米本土の2箇所と、国外では沖縄の3箇所である。ハワイの基地は、沖縄の司令部が統括し、沖縄が太平洋を担当し、東海岸の部隊は大西洋と地中海、西海岸の基地はインド洋を担当するという分担になっている。カリフォルニアの海兵隊は2000人の部隊・艦船4隻で6カ月ローテーションを組み、インド洋からアフリカ東海岸まで回り、アメリカのプレゼンスを示している。

このあり方からすると、アメリカの戦略の中で、沖縄に海兵隊がいる必要は無く、アメリカ本国から来ても良い。では、なぜ沖縄に固執するかというと、弱小部隊の海兵隊として、3つしかない主要基地の1つを失うことが、組織論的に許されないからであろう。

アメリカ政府予算が削減されていく中で、海兵隊が必死に組織を守ろうとしているのである。冷戦後

にも同様の状況があり、その時に海兵隊は外国での民生支援活動に力を入れ始めた。これが、別名「テロとの戦い」になった。テロは通常軍事力では根絶できないから、それを生み出す根を、民生支援でなくそうという考え方である。

同時に、自然災害に対する救援活動にも力を入れているが、これは、アジア太平洋地域以外では、北米本土から出て行く形である。

佐藤が、これを受けて、普天間問題の根本は、海兵隊の予算・権限確保という、組織防衛の問題であり、日本の防衛や沖縄の経済・雇用などということは、本来関係が無いと続けた。海兵隊は、その存立基盤や存在意義が常に疑問視されてきた。現在の米国政府財政難の中で、政府財政赤字削減が最重要課題とされる中、軍事予算も大幅な削減が行なわれていく。海兵隊が、兵員15万人台まで減らされる軍全体の計画の中で、組織を維持するために、日本政府の金で、新たな基地を造らせようとするのは、米国内で予算が確保できないためである。

このような海兵隊が、例えば尖閣をめぐる戦闘に加われるかというと、軍事的にありえないことは明白で、その実態を隠して、在沖海兵隊は尖閣防衛のた

日米地位協定と普天間基地

前 泊 博 盛
沖縄国際大学経済学部教授



普天間基地の問題は、95年当時には、「普天間撤去問題」であった。危険な普天間基地をどう閉鎖するか、そして返還させるかという問題であった。それが、移設条件付となり、移設しないと撤去・返還されないことになり、普天間移設問題にされてしまった。本来、普天間撤去・返還であるべきことを確認したい。

現在の辺野古の新基地計画は、ベトナム戦争時に米海軍が作った基地建設計画が元になっている。また、97年に米企業が作成した兵站と軍港機能が含まれた計画が蘇る形である。米軍が元から持っていた計画を、日本政府の金で造らせようとし、そのために嘉手納以南の基地返還を餌にしている。しかし、この辺野古新基地計画には、兵站・軍港機能が含まれているから、そもそも嘉手納以南の基地は必要なくなる。それを日本に金を出させて、あたかも嘉手納以南の基地が返還されて日本の、沖縄の利益になる、というような言われ方がされている。

また、辺野古の狙いは、90年代初頭からオスプレイ配備のためであったのに、日本政府がそれを隠し続けて、配備直前によく認めた経緯もある。

経済に目を向けると、沖縄経済は、基地、公共事業、観光の3 K経済と呼ばれる。県民総所得の基地依存度は、復帰時の15％から5％に減っている。公共事業も、米軍基地に激しく反対した大田知事の時代に4700億円あったものが、2200億円まで落ちた。基地と公共事業で沖縄経済が成り立つというのは、実態に即した議論ではないにもかかわらず、今もそう思われている。

今後の沖縄経済には、健康、環境、金融、研究、教育、交通の「新6 K経済」と言うべき新たな可能性が広がっている。土地の生産性データから見ても、基地を返還させた後での経済産出が大きいのは、明らかである。さらに、返還跡地利用には、大きな財政支出が予定されていることも考慮すべき利点である。

めに存在しているかのような宣伝が行なわれている。日本国民も、日本政府も、それに乗せられてしまっている。

米国は大きな戦争を戦って軍事予算が肥大した後は、必ず財政を緊縮させ、軍事予算も削減してきた。現在の米国国内政治状況は、アフガン、イラクの二つの大戦争後、また、財政危機勃発後の財政難に対応することが重要になっていて、海兵隊の日本での様々なアピールは、米国で取れない金を日本から引き出すことが目的である。

前泊教授は、著書『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』での議論から、サンフランシスコ条約後の日本の米国に対する関係のあり方は、屈辱的な立場から出発した後も、あたかもアメリカが宗主国であり、日本が属国であるかのような状態を、自ら選んでしまったと主張した。

また、普天間返還後の跡地利用について、例えば日本製のアニメコンテンツを利用したテーマパークを造るのに十分な面積があり、そこでの収益、雇用数は、現在の普天間での日本人雇用者数の雇用の比ではないほど、大きな可能性を持つ。また、教育に力を入れることで、新たな産業を担う人材が出てく

るであろうし、米軍がいなくなった後の経済の可能性を考えるべきである。安全保障についても、米国による軍事的安全保障のみを考えるのではなく、アジア諸国との経済安保を考え、しっかりと民間経済を構築していくべきである。

そして、普天間閉鎖の最も単純明快な方法は、日本が主権国家として日本の法律を普天間に適用することである。航空法を適用したとたんに、廃止である。国内法の適用を訴えるという当然の要求が、普天間閉鎖を実現する、と、議論を閉めた。

その後、会場からの海兵隊ハワイ移転の可能性、日本の保守化・右傾化への懸念に関する質問等が取り上げられ、議論がなされた。中国脅威論に関して、佐藤が中国の人口構造、産業構造から、中国経済は現在がピークであり、今後長期にわたり経済成長と並行して軍事力が強化される見通しは無いと主張した。

(文責:佐藤学)



議会改革をめざして part II ―議会改革をどう進めるか―

2014年2月1日、当研究所では「議会改革をめざしてpart II ―会改革をどう進めるか―」をテーマにシンポジウムを開催した。本シンポジウムは、2012年1月に開催された「議会改革をめざして」のpart IIとして開催された。主催は当研究所で、自治体学会沖縄地域フォーラムが共催し、沖縄県市長会、沖縄県町村長会、沖縄県市議会議長会、沖縄県町村議会議長会が後援した。参加者（受付名簿記載者）は91人。

基調報告



議会改革に関するアンケート調査結果

前 津 榮 健
所員・法学部教授

本シンポジウムでは、県議会を除く県内41市町村議会の議会改革の現状を把握するために実施したアンケート調査結果を分析・報告するとともに、今後の課題を指摘した。

アンケート調査は、沖縄県内41市町村議会議長宛に質問紙を送付し、2013年9月から10月までの間に実施し、更に、2014年1月追加のアンケートを行った（回収率9月、90.2%、1月97.6%）。

今回のアンケート調査結果によると（詳細は『沖縄法政研究17号』に掲載予定）、県内の議会改革の現状は、①議会改革の検討組織の立ち上げ、議決事項の追加、議会基本条例の制定に関する現状をみると、積極的に改革に取り組んでいる議会と旧態依然とした議会があり、二極化が見られ議会間格差が懸念されるところである。②議案に対する賛否結果、視察報告書、政務活動費の収支報告書等の情報公開については、情報公開請求があった場合にのみ公開するなど全体的に消極的である。

また、住民への情報の伝達状況を見ると、HP等の手段は整備されているが、どの程度必要な情報が住民に確実に伝わっているのか検証が必要である。③議会報告会、住民説明会等、住民と向き合い意見交換をする場の設定、議員間の討議については、議会基本条例の制定過程で若干実施されているが、これまでこのような経験がなく試行の段階にある。④議会事務局の強化については、職員数も少なく（市平均9.5人、町3.1人、村2.3人）、その中に議員の法務・政策形成をサポートする法務担当職員を配置している議会はないのが現状で

パネリスト報告

市民とともに歩む議会へ！

前 泊 美 紀
自治体学会沖縄フォーラム会員・那覇市議会議員

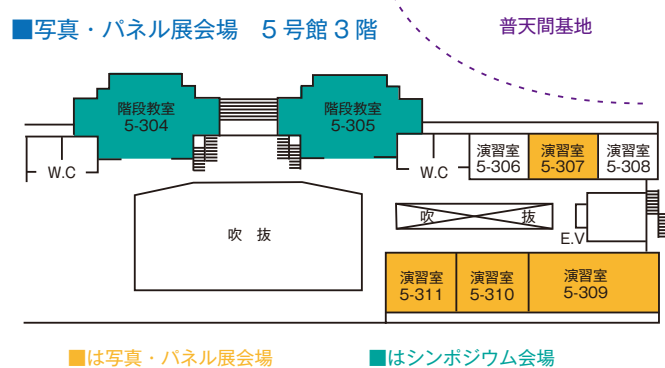


前泊氏は、那覇市議会は現在議会改革真っ最中であるとし、議会改革のきっかけ、那覇市議会基本条例の内容と取り組み状況、課題等について報告した。

議会改革の契機は、新庁舎の建設と中核市への移行にあったとし、円形の議場、ガラス張りの親子傍聴室を備えた議場には全国から視察が殺到しており、議会も中核市に見合った強い議会づくりに取り組んでいる。平成24年12月議会で、那覇市議会基本条例を制定し、条例先行型ではあるが、条例の特徴は、議会報告会、議員間討論、陳情者の意見陳述、議決事項の追加、反問権等を盛り込んだフルセット型である。その後、平成25年8月の市議会改選後、改革のトーンダウンを避けるため、全議員で「議会改革推進会議」を結成し、部会に分かれ活動している。議会改革部会は、政務活動費の透明化をいかに図るのか、広報参画部会は、市民と議会の接点つくる場をいかにつくるのか、政策参画部会は、市民意見をいかに政策に反映するのかを検討している。また、同年11月には、各班10名ずつ4つの班に分かれ4会場で議会報告会を実施し、そこで市民から出た意見等を議会で解決できるもの、市に提示するものに整理し、議長から市長に手交した。また、議長選挙の立候補制を導入し、所信表明会を実施した。「一人からはじめる議会改革」から「みんなで進める議会改革」をめざしているが、那覇市議会は、「与野」党対立の強い議会であるだけにその壁をいかに乗り越えられるのが課題であるとした。

写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」は、8月13日（火）から8月17日（土）までの間、5号館3階で開催された。同展は、インターネット上で拡散している「普天間基地は何もなかった土地に建設され、沖縄の人びとが“仕事や金めあて”で普天間基地周辺に住み着いた」という言説に対し、普天間基地建設以前の集落の様子や普天間基地建設過程等を写真・パネル・資料等を展示し、真実を知る場を設けた。同展は、「普天間基地建設以前の集落のあり様」「普天間基地建設過程」（5-307教室）、「2004年8月13日の沖縄大米軍ヘリコプター墜落関連写真・新聞記事」「米軍用機墜落写真・記事等」（5-309教室）、「石川・宮森小学校米軍ジェット機墜落事件」（5-310教室）、「シンポジウム・写真パネ

ル展関連書籍」（5-311教室）の4つのコーナーを設けた。観覧者（名簿記載者数）は180人。



※写真・パネル展開催にあたり、宇宜野湾郷友会、沖縄県公文書館、沖縄タイムス社、宜野湾市教員委員会、NPO 法人石川・宮森 630 会の皆さまに貴重な資料をご提供いただき、ご助言を賜りました。厚くお礼を申し上げます。





町民に身近な議会へ

照屋 仁 士
南風原町議会議員

17期議員で当選1回目の照屋氏は、平成23年6月設置された議会活性化調査特別委員会の委員長として議会改革に取り組んだ。本シンポジウムでは、南風原町議会の議会改革の取り組みの経緯と議会基本条例制定過程及び内容について報告した。改革に向けた主な取り組みは、平成10年6月定例会の本会議の庁舎内中継開始から始まり、平成14年3月定例会の一般質問での一問一答方式の導入、平成17年3月定例会での議員定数の見直し(22人から16人へ)、平成17年9月定例会での議決事項の追加、平成20年8月の常任委員会の名称及び委員定数の変更、平成21年9月賛否の状況の公表等を全員協議会や議会運営委員会で議論し改革が進められてきたと指摘した。そして、平成23年6月議会活性化調査特別委員会を設置し、基本条例の制定に向けての

取り組みを行ったが、条例先行型ではなく33項目の具体的な調査・検討項目について問題解決型の議論を進めた点に特徴があった。平成23年6月から約30ヶ月で合計39回の議論を重ね、3回にわたり中間報告を全員協議会に諮り、全員の理解のもと前倒して改革を進め、平成24年4月には議会報告会を、25年3月定例会では一般質問の対面方式を導入した。そして、平成25年12月に基本条例の制定に至ったが、その特徴は、全文に歴史的背景、議会の使命、会議等の原則公開、町民参画、最高法規性等を盛り込み逐条解説も付けた点にある。先輩議員のおこなってきたことを条文化したが、見直し規定もあるので後輩達が益々すばらしいものにしていければ良いと願っており、基本条例の制定を改革のスタート地点と捉えている。



復帰後の議会改革に取り組む(概要)

島 袋 庄 一
元那覇市議会事務局長 那覇市役職員

島袋氏は、17年間議会事務局に務め、後には局長として議会や議員と関わった立場から、那覇市議会における主な改革の経緯と実績について報告した。

那覇市議会は、昭和47年5月15日の復帰の日に「祖国復帰宣言」を行ったが、それは、27年間に及ぶ米国の軍事的な支配下から日本国憲法、地方自治法の適用のもとで、地方自治を自らつくりあげていこうという決意と熱意が溢れる文案であった。昭和50年には、那覇市の業務内容を纏めた「市政概要」を発刊し、昭和61年には昭和41年から発行していた「議会調査」を議会のチェック機能、検査機能を図るため、類似市の決算状況などを分析・比較した「決算審査資料」として発行した。昭和62年の情報公開条例の可決の際には、当時実施機関に議会を含めるべきか否かで議論があったが、那覇市議会は実施機関となる選択をした。その後、平成7年には100条調査特別委員会の秘密会会議録の公開請求があり、非公開としたが、審査会の答申を受け本会議で部分公開とする決定を行った。これは全国的にも初のケースであった。平成10年には会議録検索システムを手作りで事務局内に導入し、平成17年にはインターネット上で検索できるシステムを開設した。また、平成17年には復帰後33年の先例を収録した「議会運営先例集」、改正履歴を追加した「議会関係例規集」を発行した。那覇市議会は、議論の活発な議会であるが、市民に開かれた議会を目標に、議会事務局、執行部の職員が市民のためにとの思いから積極的に資料等を議員に提供してきた効果であり全体の力である。

我が事として考えたい

「議会改革のあり方」の視点から

末 広 尚 希
ティンパウホールディングス株式会社代表取締役社長

末広氏は、市民、経営者の立場から、議会改革の原則は、議会のための改革ではなく、市民のための改革でなければならないと捉え、仮説を立て議会に対する問題提起や提言を行った。

首長がある公約を掲げ当選したら、市民の立場からみるとその公約が直ぐにでも実現できるものと期待してしまうが、議会の傍聴に行き、議会でのやり取りをみると現実はそうではないことに気づいた。確かに、首長が予算の編成権や執行権を持っているので、議会はチェック機能を果たせばよいかもしれないが、市民

の立場からみると、議員も公約を掲げ当選している以上、首長の公約との関係でそれがどう計画・実行されたのか検証されないと、地域と議員、議会との隔たりは埋まらないのではないだろうか。ある重要事項について質問し、行政側から回答を引き出すばかりでなく、党利党略を超えてより良い地域を築き上げていく努力が必要だろう。開かれた議会の透明化をめざすというなら、案件や公約の進捗を住民が一目で分かるような工夫も必要だろう。また、議会審議には、期限や時間の制限があるが、質問の内容を見ると重複していて、果たして時間を有効に使った議論なのか疑問を感じてしまう。情報を市民に伝える場合、HPだけでなく、スマートホンやSNSを活用し、議員・住民の生の声や議案等も取り上げてもらいたい。企業では問題の先送りは許されず、解決するまで取り組んでいる。企業の視点で、地域住民のために、真の地域改革、議会改革を進めてもらいたい。



パネルディスカッション



◆パネリスト 前泊美紀・照屋仁士・島袋庄一・末広尚希・前津榮健

◆コーディネーター 小橋川清弘 自治体学会沖縄フォーラム会員・読谷村役場職員

パネルディスカッションでは、コーディネーターの小橋川清弘氏が、会場からの数多くの質問に基づきパネリストに問いかけた。その中からいくつかを紹介する。

円形議場になった那覇市議会では、インターネット中継も導入されるようになり、質問の質も良くなり議論も活発になっていると前泊氏は指摘した。照屋氏からは、通年議会を検討したが、インパクトはあるもののメリットが見いだせず、実施にいたらなかったと説明した。

議員報酬について、末広氏は、報酬を得ることは責任が伴うことであり、議員の活動は地域に還元すべきである。また、議員の立場を社会的に向上させ、報酬が上がる仕組みが必要だという。議員報酬について質問された照屋氏は、子育て世代にとっては経済的に厳しい状況で、活動を行っている。ボランティアで議員をつとめるには無理があり、収入についても、仕事内容においても苦勞が多い割には報われにくい職業であると内状を吐露した。

議員と事務局の関係について、島袋氏は「親兄弟」のようなもので、事務局が一生懸命調べて下

支えしている。議会には「調査なくして発言なし」という名言もあり、議員とは一心同体のような気がしたという。

最後に、前泊氏は、沖縄型の議会改革の取り組みをしてみる良い時期だと思ふとし、照屋氏は、住民と議会の距離感をなくし、身近で役に立つ議会をめざし一歩ずつ改革を進めたいと語った。島袋氏は、那覇市議会の活発さは伝統や財産となっているので、是非今後も受け継いで欲しいとし、末広氏は、議会のあり方を問うということは、恐らく民主主義のあり方自体を問うものであるもので、議会をしっかりと改革していく必要があると語った。

小橋川氏は、私たち自身のありようが議員の質を高めもするし、逆にもなるのではないかと。住民視線から行政や政治を考えることが大事だと語りディスカッションを閉じた。

(文責:前津榮健)



第46回研究会

「アメリカ福祉国家の再編－アメリカ研究からの解釈－」

5月24日開催の第46回研究会で、向井洋子特別研究員が「アメリカ福祉国家の再編－アメリカ研究からの解釈－」と題して報告を行った。コメンテーターは佐藤学所員（法学部教授）がつとめた。参加者は22人（参加者数は受付名簿記載人数。以下同様）。

向井特別研究員は、アメリカにおける福祉国家再編について、イデオロギーとの関係から、その起源を論じ、新自由主義が福祉改革を推進してきたとし、アメリカ福祉国家再編が新自由主義的な改革の積み重ねの上にあるという見解を強調した。そしてアメリカの福祉国家再編が強硬な保守勢力の政治勢力の政治的压力によってのみ成立したものではないと、結論づけた。

なお、向井特別研究員のいう「新自由主義」とは、日本で通常理解されている意味ではなく、アメリカの「リベラル」が変容したものとの含意である。



第47回研究会

「投票価値の平等と沖縄と－参政権保障の現状と課題－」

7月26日開催の第47回研究会で、西山千絵所員（法学部講師）が「投票価値の平等と沖縄と－参政権保障の現状と課題－」と題して、報告した。司会は、井端正幸所員（法学部教授）がつとめた。参加者は19人。

西山所員は、国政選挙における選挙人の投票価値の平等をめぐる判例の推移を振り返り、一連の選挙違憲無効判決の影響により、人口比例主義の貫徹を説く声が勢いづいている現状について、国政選挙における人口比例主義は一定の統一化であり、地域的特殊性の相対化という意味ももちうると指摘した。また、第23回参議選・沖縄県選挙区の選挙にも触れ、憲法学説を手がかりに参政権保障のありようについて報告した。



第48回研究会

「原子力災害対応における公法の役割」

9月20日開催の第48回研究会に、福島大学行政政策学類の清水晶紀准教授をお招きし、「原子力災害対応における公法の役割」と題して、ご報告いただいた。司会は本研究所の西山千絵所員（法学部講師）がつとめた。参加者は38人。

清水准教授は、福島第一原発事故後における原子力災害の現状と課題について取り上げ、公法（憲法・行政法）が果たしうべき役割について、緊急時対応としての強制避難の法制度、復旧時対応としての自主避難・除染の法制度を概観し、これらの制度下で実施された行政対応の問題点について明らかにした。それを「行政の不適切な裁量判断」という観点から捉え直し、公法学の立場から憲法や法律に照らして行政の裁量判断をコントロールしていくこそが、原子力災害対応における公法の役割と指摘した。憲法や各法制度の理念を基礎とした実効的な原子力災害対応の実現に向



けた法的指針に照らした裁量判断のあるべきすがたについて言及した。また、原子力災害対応の法的指針は、沖縄の基地問題にも適用できる可能性があると示唆した。



第49回研究会

「中華民国の国連外交－1960年代の中国代表権問題論争期を中心に－」

11月29日開催の第49回研究会で、山岸健太郎特別研究員が「中華民国の国連外交－1960年代の中国代表権問題論争期を中心に－」と題して報告を行った。司会は黒柳保則副所長（法学部准教授）がつとめた。参加者は12人。

1971年10月の国連総会で中華人民共和国が国連の「中国議席」となり、中華民国が国連から「追放」されたことで、中国代表権問題は一応の決着をしたとみなされている。さらに、これまでの研究はアフリカ諸国、米国と日本の外交姿勢、そして中国自身が展開した外交交渉等が対象であっ



た。第49回の研究会では、山岸特別研究員が、これまでの研究とは異なった視点で代表権問題論争期の中華民国の姿勢に焦点をあてた研究成果を報告した。

山岸特別研究員は、1960年代の代表権問題論争期に中華民国が国連でどのように振る舞ったか、当時の中華民国の姿勢を概観し、代表権問題理解のための新たな視座を提示した。

本研究所の共同研究「これからの自治像の研究」（共同研究員：前津榮健所員、照屋寛之所員、仲地博特別研究員）では、与那国、石垣、伊平屋で、首長や議員よりヒアリング・資料収集等を行ってきた。これまでの調査・研究の進捗状況を、与那国・伊平屋の調査について共同研究者である前津所員と照屋所員に報告してもらった。

与那国調査

沖縄には12の離島町村があり、沖縄の行政を考える際にはこれらの離島行政を抜きにはできない。そこで、共同研究「これからの自治像の研究」では、離島行政の現状と課題を中心に考えることにした。

まず、最初に2007年に沖縄県の最西端、もちろんわが国の最西端である国境の町、与那国町の行政、特にまちづくりについて、町長へのヒアリング調査を行った。与那国町は、平成の大合併の際には、石垣市、竹富町との合併も検討したが、地理的に合併は極めて困難であると判断し、独自のまちづくりを進めることになった。与那国町は自立のまちづくりを目指して、与那国・自立へのビジョン策定推進協議会を立ち上げ、「与那国・自立へのビジョン」を模索したが、人口減少に歯止めがかからなかった。そのビジョンは生かされることなく、島の人口減少に歯止めを掛ける有効策も見いだせていない。財政的には、自立への道程はかなり厳しいというのが実状である。

活性化につながるのではないかと期待できるのが交流事業である。台湾花蓮市と姉妹都市協定を締結し、毎年小学生の花蓮市でのホームステイや中学生の修学旅行を行っている。2012年には姉妹都市30周年記念事業として花蓮市で式典、教育フォーラム、芸能イベントなどを行い、与那国町は飛行機をチャーターして参加した。

人口減少に歯止めがかからず、その打開策を見いだせないところに、2012年頃から自衛隊誘致の話が舞い込み、島を二分する程の大論争となった。そこで、町長、誘致賛成派と反対派の議員に聴き取り調査を行うため、二度目の与那国調査を実施した。反対派による住民投票を求める運動が行われたが、住民投票は反対議員多数で議会では否決された。さらに、任期満了に伴う町長選は自衛隊誘致が大きな争点となったが、誘致賛成の現職の外間守吉町長の三選によって誘致へ大きく動き出した。

伊平屋調査

2013年度は、伊平屋村の調査を行った。同村は1942年伊是名村から分村し、今年75周年を迎える。離島行政の課題は、まず交通アクセスである。天候が悪く船が欠航すれば、沖縄島での国や県の行事、会議等があっても参加できない。このようなことを改善するために、県の一括交付金「離島航路運行安定化支援事業」を活用し、総額約16億円でフェリーを建造した。これによってこれまで以上に海上輸送の安全確保だけでなく、生活物資の輸送や村民福祉や産業・経済振興、観光振興に役立つことが期待されている。空の交通網を必要とし、空港建設を国や県に要請中である。さらに、村営の船舶は赤字続きで、赤字の90%は、国(70%)と県(20%)が補助している。伊平屋村でも、人口減少策は大きな行政課題である。村では人口増の一つの方策として「伊平屋村促進条例」(2013年3月)を制定し、人口減への歯止めを目指している。第一次産業の課題は、土地改良事業の約80%は完了しているが、後継者不足が深刻で、担い手のほとんどが60、70代でかなり高齢化している。現在、第一次産業と第三次産業を連動させながら第六次産業の可能性を検討している。その他にも教育行政、医療福祉などでも離島ゆえの大きな課題を抱えている。

調査所感

与那国、伊平屋、おそらく県内のどの町村も1島1町村での行政には大きな壁があり、国、県からの特別な支援策が必要である。現在の支援策ではどの1島1町村も人口減少をくい止めることはできず、行政はますます困難を極めるであろう。一括交付金等をも活用した抜本的な離島振興策を推進することが必要であろう。

沖縄海洋博覧会が開催されたのが1975年のことなので、当時私は小学校5年生か、6年生だったと思う。TDLもUSJもない時代、特に田舎の子にとって海洋博の各パビリオンは、別世界のような空間だった。

まわりの大人にせがんで何度か出掛けしたが、その日連れて行ってくれたのは母方の叔父だった。

本部の会場へ向かう車中でのこと、たしか伊豆味あたりにさしかかったころ、私たち二人の話はなぜか社会体制についてであった。ただ、小学生の私はほとんど理解できなかった。わずかに覚えているのは、自分たちが暮らしているのが資本主義体制の方で、世の中にはそれと違う世界があるらしいということだった。

叔父の「講話」が一通り終わったのを見計らって、おそろおそろ資本主義と社会主義とではどちらが優れているのか尋ねてみた。しかし、その時叔父はなぜかその質問に答えず、ただ笑っているだけだった。

相手はたかが小学生、適当に言いくるめるくらい造作なかったはずだ。でも叔父はそうせず、笑っているだけだった。叔父なりに何か意図があったのかはよく分からない。

ガタイがでかく、遊びでよく柔道の相手をしてくれた叔父はその頃の私にとって尊敬の対象であったが、同時に少しおっかない存在でもあった。その叔父がニコニコと目を細めてハンドルを握っている横顔をみると、私はそれ以上聞けなかった。ただ、その時の疑問は、叔父の笑顔とともに後々まで私の頭に残った。

中学生になり、仲間うちで海外の短波放送を聴くことが流行った。私も「英語の勉強のため」と親を説得して、専用のラジオを買ってもらった。ただ聴いていたのは海外からの日本語放送だった。

当時は10局程度が日本向けの放送を行っていて、特にBBCやラジオ・オーストラリアは人気があった。ただ、私の定番は少し変わっていて、友人らがビック・ベンの鐘の音やワライカワセミの鳴き声に興奮していたころ、もっぱらモスクワ放送や北京放送を聴いていた。

「今年的小麦の生産は…」、「文化大革命が…」というニュースは地味で、何がおもしろいのか中学生には全く分からなかったが、我慢して何としても聴かなければならないように思えた。

大概の放送局では、番組の内容や電波の状態などを簡単なレポートとしてまとめ、それを局宛て

送付するとベリカードという証明書を発行してくれた。私たちはその収集のとりこになった。

それに加えて、モスクワ放送は「日ソ友の会」と印字された小さなペナント、北京放送は牡丹を描いた精巧な切り絵など、いろいろなものをくれた。

そういった気前のよさもあって、中学生の私はもらった「戦利品」を手し、「社会主義の連中はなんと親切なのだろう」と本気で思った。

高校生になっても、私はあの質問とその時の叔父の笑顔を時折思い出した。大学受験に際して、最終的に「えいっやっ」で専攻を経済学と決めてしまったのも、あの時の車中での質問のことが頭のどこかに残っていたせいなのかも知れない。その点、大学受験を控えた自分の娘に、「将来の仕事のこともしっかり考えて、専攻を決めろ」なんてとても言えないのだが。

ともあれいろいろなことがあったが、大学で職を得ることができて、現在、経済学関係の科目を担当している。授業では学生の理解を助けるべく要点を書き出したレジュメを毎回配り、練習問題を設け、その計算過程を説明し、解答まで導くよう心がけている。自分なりに準備はしているつもりだ。

しかし、最近、そのスタイルに自分自身疑問を抱くようになった。「学生のため」とうそぶいてはいるが、はたしてそれはうまくいっているのか。少なくともその「答えてしまう」というスタイルが、学生の知的好奇心を焚き付け、先へとすすむ動機付けになっているか、この点正直自信がない。

ある著名な財政学の先生は、学生からの質問にまともに取り合わないらしい。何がしかの質問を受けると、「いい質問だ。自分は分からないから、悪いが調べてきてくれないか」ときまって答えるそう。あえて「答えずにおく」という態度はたいへん立派で憧れさえ抱く。しかし、それはまたかなり忍耐を要するものであろう。

それに私が同様の対応を取った場合、学生諸君は「これくらいのこと分からないのか」と本気で思ってしまうかも知れない。もしそうだとすれば、それも少々癪である。いずれにせよ「答えずにおくこと」はかなり難しい。

さて、私も小学生の頃と比べると社会体制に関する知識も幾分付いて、今なら資本主義と社会主義の優劣についてある程度自分の考えを主張できそうである。しかし、その議論の相手となるべき叔父は若くして他界し、もうそれもかなわない。

(たいら つよし 法学部准教授 経済学)



「社団法人 与那国花蓮縣交流発展協会」の掲示からも交流を促進していることが窺える。また、与那国町では自衛隊誘致で激しく揺れており、賛成・反対の横断幕がよくみられた。

2013年3月撮影

2013（平成25）年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

2013年4月1日現在

所員

氏 名			所属等	専攻・研究テーマ等
1	所 長	照 屋 寛 之	法学部地域行政学科	教 授 市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
2	副所長	黒 柳 保 則	法学部地域行政学科	准教授 米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
3	○	稲 福 日出夫	法学部法律学科	教 授 郷土の生んだ法律家佐喜真興英とグリム兄弟の法学観
4	○	脇 阪 明 紀	法学部法律学科	教 授 株式、とくに株券について
5	○	井 端 正 幸	法学部法律学科	教 授 近代フランスにおける議会制の展開
6	○	中 野 正 剛	法学部法律学科	教 授 犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
7	○	井 村 真 己	法学部法律学科	教 授 アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
8	○	芝 田 秀 幹	法学部法律学科	教 授 西欧政治思想史
9		末 崎 衛	法学部法律学科	教 授 税法と民法などの私法との関係
10	○	比屋定 泰 治	法学部法律学科	教 授 国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
11	○	徳 永 賢 治	法学部地域行政学科	教 授 多元的法体制論
12	○	前 津 榮 健	法学部地域行政学科	教 授 情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
13	○	小 西 由 浩	法学部地域行政学科	教 授 犯罪予防論
14		佐 藤 学	法学部地域行政学科	教 授 地方自治、アメリカ政治
15	○	武 田 一 博	法学部地域行政学科	教 授 ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
16	○	熊 谷 久 世	法学部地域行政学科	教 授 生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
17	○	山 川 満 夫	法学部法律学科	准教授 リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
18	○	平 剛	法学部地域行政学科	准教授 公的支出に関する実証分析
19		上江洲 純 子	法学部地域行政学科	准教授 倒産手続間格差は正問題について
20		野 見 収	法学部地域行政学科	准教授 イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
21		金 城 和 三	法学部法律学科	講 師 動物生態学
22	○	山 下 良	法学部法律学科	講 師 民法学、担保物権法、消費者保護法
23		伊 達 竜太郎	法学部法律学科	講 師 会社法、手形・小切手法
24		大 城 明 子	法学部地域行政学科	講 師 CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
25	○	砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講 師 米軍活動に係る環境政策・法研究
26	○	原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科	教 授 商学概論、マーケティング情報処理
27		カレン・ルパーダス	産業情報学部産業情報学科	教 授 親族関係と慣習法・法律上の女性・法律用語
28		漆 谷 克 秀	総合文化学部英米言語文化学科	教 授 ドイツ現代叙情詩、パウル・ツェラーン研究
29	◎	西 山 千 絵	法学部地域行政学科	講 師 合憲性審査権の作用・制度およびその基礎理論、宗教的自由の保障・政教分離原則
30	◎	野 添 文 彬	法学部法律学科	講 師 沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究

特別研究員

	氏 名	所属等	専攻・研究テーマ等
1	友 利 博 明	友利博明税理士事務所代表者	税務相談税務 代理
2	三 木 健	前琉球新報社 副社長	沖縄文化
3	森 尾 忠 憲	流通経済大学教授（政治学博士）	政治学
4	福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科専任講師	民法
5	仲 地 博	沖縄大学 副学長	行政法・憲法
6	前 田 成 東	東海大学 教授	行政学
7	福 里 盛 雄	沖縄国際大学 名誉教授	身分法
8	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学 名誉教授	物権法
9	松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所 代表者	民事・司法改革
10	朝 崎 呷	浦添市総務部市政情報室 主幹	行政法
11	比屋根 照 夫	琉球大学 名誉教授	政治思想史
12	田 澤 元 章	明治学院大学 教授	商法・金融法
13	新屋敷 文 春	沖縄国際大学 名誉教授	DNA鑑定方法論
14	上 地 一 郎	高岡法科大学法学部准教授	法社会学・民法

	氏 名	所属等	専攻・研究テーマ等
15	豊 田 雅 幸	立教大学立教学院史資料センター学術調査員	日本近現代史 日中関係史 大学史
16	羽 月 章	愛媛大学法学部准教授	民法学（子どもの権利の保護）
17	我 部 政 男	山梨学院大学名誉教授	日本近現代史
18	土 江 真樹子	元滋賀大学特任准教授	沖縄戦後美術 沖縄返還 沖縄戦など
19	安次富 哲 雄	琉球大学 名誉教授	民法学
20	仲宗根 忠 真	弁護士（うるま法律事務所）	憲法
21	仲宗根 京 子	沖縄国際大学非常勤講師・沖縄大学非常勤講師	商法
22	山 岸 健太郎	中京大学国際教養学部非常勤講師	国際関係論 中国外交論
23	成 田 善 一	株式会社琉葉相談役	商法（会社法）
24	○ 知 念 賢 論	那覇港管理組合	政治学、行政学
25	○ 山 本 研	早稲田大学法学学術院教授	民事手続法
26	○ 緑 間 榮	沖縄国際大学 名誉教授	国際法
27	○ 緑 間 英 士	学校法人興南学園	国際法、政治学
28	○ 篠 田 四 郎	名城大学大学院 法務研究科 教授	企業法 知的所有権法
29	○ 木 村 裕 三	名城大学法学部 教授	刑事法学（刑事政策）、少年法制
30	○ 増 田 雅 暢	岡山県立大学保健福祉学部教授	社会保障論、介護保険
31	○ 金 城 和 昌	社会福祉法人 緑樹会 理事長	老人福祉施設経営
32	○ 山 田 恵 子	元沖縄大学講師	高齢者福祉
33	○ 黒 島 健	前石垣市副市長	行政学
34	○ 中 原 俊 明	沖縄キリスト教学院大学・学長	商法
35	○ 垣 花 豊 順	あけぼの法律事務所所長	刑事法
36	○ 阿波連 正 一	静岡大学法科大学院教授	民法、環境法
37	○ 下 地 勝	サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所）所長	労働法・社会保障法
38	○ 奥 田 敦	慶應義塾大学総合政策学部教授	イスラーム法および関連諸領域、アラビア語教育、ガバナンス学
39	○ 伊 波 和 正	沖縄国際大学名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）
40	○ 儀 部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
41	○ 石 川 朋 子	沖縄法政研究所研究支援助手、沖縄国際大学非常勤講師	社会学、平和学、地域研究
42	○ 向 井 洋 子	琉球大学 非常勤講師	アメリカ研究、社会保障論
43	○ Robert D.Eldridge	在沖海兵隊基地政務外交部次長	戦後日米関係と沖縄
44	○ 崔 鐘 植	関西大学法学部非常勤講師	刑事法、刑事政策・少年法、韓国法
45	○ 鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所・弁護士	国際民事訴訟法
46	○ 田 中 利 昌	名古屋市市民活動推進センター	ボランティアコーディネート論 NPO 論
47	○ 高 橋 一 行	明治大学政治経済学部専任教授	政治学、政治理論
48	○ 小 林 武	沖縄大学 客員教授	憲法、地方自治法、教育法
49	○ 櫻 澤 誠	立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員	沖縄戦後史
50	○ 中 島 弘 雅	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授	民事手続法
51	○ ヲツジコウエストノリウッド	米国州メイン州弁護士会会員	環境法 安全保障法 国際比較法
52	平 良 好 利	法政大学・大学院兼任講師	沖縄戦後史 日本政治外交史 日米関係史
53	大久保 秀 人	えるだ法律特許事務所・弁理士	知的財産法
54	武 田 昌 則	琉球大学大学院法務研究科 教授	涉外家族法 涉外ビジネス法
55	◎ 平 田 正 代	女性フォーラム沖縄代表	国際結婚から派生する諸問題・法的身分の問題
56	◎ 吉 次 公 介	立命館大学法学部准教授	日本政治外交史
57	◎ 松 井 慎一郎	早稲田大学文学学術院非常勤講師	日本近現代思想史
58	◎ 屋 良 朝 博	フリーランスライター・元沖縄タイムス論説委員	沖縄米軍基地
59	◎ 磯 野 直	沖縄タイムス社記者	ジャーナリズム
60	◎ 高 橋 英 治	大阪市立大学大学院法学研究科教授	会社法

○印は 2013 年度に更新した所員及び特別研究員（二年任期） ◎印は 2013 年度新規の所員及び特別研究員

※所属・肩書き、専攻・研究テーマ等に変更がある場合は、沖縄法政研究所までご連絡ください。

連絡先 電話：098-892-1111 (内線 6119) または 098-893-7967 FAX：098-893-8937 e-mail：oilpchr@okiu.ac.jp

編集後記

今年度は、第11回シンポジウムと写真・パネル展を企画しました。多くの方々にご迷惑をおかけしながらなんとか当日を迎え、無事開催できました。ご協力いただき心より感謝申し上げます。同展には、たくさんの方が足を運んで下さいました。また、映画監督のオリバーストン監督も来場しました。慌たしていなか一瞬足を止める瞬間がありました。いろいろな方が「普天間基地問題」に関心をもち、解決していける契機にしたいだければ幸いです。(石川)



●2013 年度 活動日誌 (2013 年 4 月～2014 年 3 月)

2013 年

4月19日(金) 12:30～12:50 法学部会議室(5号館6階)

第1回所員会議

- 1.事業計画委員の選出について
- 2.第46回研究会開催について

5月7日(火) 16:25～17:30 13号館1階会議室

第1回事業計画委員会

- 1.所員の新規推薦及び更新について
- 2.特別研究員の新規推薦及び更新について
- 3.2013(平成25)年度事業計画(案)について

5月10日(金) 14:45～15:35 法学部会議室(5号館6階)

第2回所員会議

- 1.所員の新規推薦について
- 2.所員の更新について
- 3.特別研究員の新規推薦について
- 4.特別研究員の更新について
- 5.2013(平成25)年度事業計画(案)について

5月24日(金) 15:30～17:00 13号館1階会議室

第46回研究会 参加者22人

アメリカ福祉国家の再編—アメリカ研究からの解釈—

7月2日(火)～7月4日(火) 16:00 電子メール会議

第2回事業計画委員会

- 1.研究会の開催について
- 2.2013(平成25)年度購入予定図書について

7月5日(金) 14:45～15:10 法学部会議室(5号館6階)

第3回所員会議

- 1.研究会の開催について

7月18日(木) 10:40～12:10 所長室兼執務室(13号館1階)

編集委員会

『沖縄法政研究 第15号』発行について

7月18日(木) 16:30～17:45 13号館1階会議室

第3回事業計画委員会

- 1.2013(平成25)年度購入図書について

7月19日(金) 12:30～12:55 法学部会議室(5号館6階)

第4回所員会議

- 1.2013(平成25)年度購入図書について

7月26日(金) 15:30～17:00 13号館1階会議室

第47回研究会 参加者19人

投票価値の平等と沖縄と—参政権保障の現状と課題—

8月13日(火) 13:00～14:00 5号館1階ロビー

写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」オープニングセレモニー

参加者約90人

8月13日(火)～8月17日(土) 5号館307、309、310、311教室

写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」参加者180人

8月17日(土) 14:00～17:00 5号館305教室

第11回シンポジウム「徹底検証 普天間基地」参加者277人

9月20日(金) 10:30～12:00 13号館1階会議室

第48回研究会 参加者38人

原子力災害対応における公法の役割

10月3日(木) 15:15～16:10 13号館1階会議室

編集委員会

『沖縄法政研究 第15号』発行について

10月11日(金) 11:00～12:00 13号館1階会議室

編集委員会

『沖縄法政研究 第15号』発行について

10月16日(金) 12:25～12:55 13号館1階会議室

第4回事業計画委員会

- 1.講演会開催(共催)について
- 2.研究会の開催について
- 3.共同研究「戦後沖縄政治史の研究」の共同研究者の追加について
- 4.紀要『沖縄法政研究』編集委員の変更について

10月18日(金) 12:25～12:35 法学部会議室(5号館6階)

第5回所員会議

- 1.研究会の開催について
- 2.共同研究「戦後沖縄政治史の研究」の共同研究者の追加について
- 3.紀要『沖縄法政研究』編集委員の変更について

10月19日(土) 13:00～19:00 13号館1階会議室

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聴き取り調査

10月20日(日)

『沖縄法政研究 第15号』発行

11月8日(金) 10:00～11:30 13号館1階会議室

編集委員会

『沖縄法政研究 第16号』の発行について

11月8日(金) 14:00～20:30 13号館1階会議室

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聴き取り調査

11月27日(水) 16:50～18:15 13号館1階会議室

第5回事業計画委員会

- 1.2013(平成25)年度図書購入について
- 2.2014(平成26)年度予算(案)について
- 3.紀要『沖縄法政研究』第16号の原稿募集について

11月29日(金) 13:10～13:45 法学部会議室(5号館6階)

第6回所員会議

- 1.2013(平成25)年度図書購入について
- 2.2014(平成26)年度予算(案)について
- 3.紀要『沖縄法政研究』第16号の原稿募集について

11月29日(金) 14:00～16:00 13号館1階会議室

第49回研究会 参加者12人

中華民国の国連外交—1960年代の中国代表権問題論争期を中心に—

12月12日(木) 16:40～17:05 13号館1階会議室

第6回事業計画委員会

- 1.第12回シンポジウム開催について

12月20日(金) 12:45～13:00 法学部会議室(5号館6階)

第7回所員会議

- 1.第12回シンポジウム開催について

2014 年

1月14日(火) 16:20～17:30 13号館1会議室

編集委員会

『沖縄法政研究第16号』の発行について

1月25日(土) 13:30～18:30 13号館1階会議室

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聴き取り調査

1月29日(水) 16:28～18:28 13号館1階会議室

第7回事業計画委員会

- 1.研究会の開催方法について
- 2.講演会の開催について
- 3.特別研究員(新規)の推薦について
- 4.事業計画委員会の委員について
- 5.副所長の任期について
- 6.研究支援助手の位置づけについて

2月1日(土) 14:00～17:00 7号館201教室

第12回シンポジウム 参加者91人

「議会改革をめざしてPartⅡ—議会改革をどう進めるか—」

2月24日～26日 東京

共同研究「沖縄思想史の足跡」資料収集

2月26日(水) 14:30～15:00、15:40～16:00 13号館1階会議室

編集委員会

『沖縄法政研究 第16号』の発行について

2月28日(金) 12:20～13:00 5号館6階(法学部会議室)

第8回所員会議

- 1.研究会の開催について
- 2.特別研究員(新規)の推薦について
- 3.事業計画委員について

3月4日(火) 14:00～16:00 所長室兼執務室(13号館1階)

編集委員会

『沖縄法政研究 第16号』の発行について

3月11日(火) 14:00～18:00 13号館5階 507教室

共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聴き取り調査

3月16日(日)～17日(月) 伊平屋

共同研究「これからの自治像の研究」

インタビュー及び資料収集

3月31日(月)

『沖縄法政研究』第16号発行

『沖縄法政研究所所報』第23号発行